

政策会議報告書

平成31年1月11日

報告者 経営企画部長・総務部長

| | | | |
|-----|---|------|------------------------------|
| 件名 | 長時間労働の是正について | | |
| 要旨 | <p>「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）が平成30年7月に公布され、これにより、民間労働者については、労働基準法第36条に基づく協定、いわゆる36協定で定める時間外労働の上限規制等が平成31年4月から導入されることになりました。</p> <p>また、国家公務員においても、人事院より平成30年8月に「公務員人事管理に関する報告」において、民間労働法制の改正を踏まえ、長時間労働の是正に関する報告がなされました。</p> <p>本市におきましても、今後国から示される通知等に基づき、規程の整備を行った上で、平成31年4月より、職員の長時間労働の是正についての対応を行うこととなります。</p> <p>つきましては、国家公務員の長時間労働の是正に関する報告として、「公務員人事管理に関する報告」の概要を下記のとおりお知らせいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>○公務員人事管理に関する報告</p> <p>（1）超過勤務命令の上限設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務命令の上限を、原則1月45時間・1年360時間とする。 ・他律的業務の比重の高い部署においては、1月100時間・1年720時間等と設定する。 ・大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができることとし、上限の時間を超えた場合には、事後的な検証を行う。 <p>（2）長時間労働に関する面接指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の申出により行う長時間労働に関する面接指導の対象となる労働者の要件のうち、時間外労働の時間については、1箇月当たり100時間から80時間に引き下げる。 ・1箇月について100時間以上の超過勤務を行った職員等に対しては、職員からの申出がなくとも医師による面接指導を行う。 <p>※今後につきましては、国等から示される地方公務員における対応内容が判明し次第、改めて情報提供および対応方針をお示しいたします。</p> | | |
| 所管名 | 経営企画部 経営企画課 総務部 職員課 | 電話番号 | 04-2998-9027 04-2998-9048 |

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、32部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。